

名古屋市

分譲マンション長期修繕計画作成支援事業

適切な長期修繕計画がない分譲マンション管理組合に対し作成のための支援を行います。

内容

「長期修繕計画作成システム」の詳細はこちらからご覧いただけます。



- ・マンション管理士を派遣し、以下の内容で支援を行います。
 - ① 長期修繕計画の内容や均等積み立て方式の重要性等を総会・理事会等でご説明。
 - ② 過去の修繕状況・修繕積立金額等をヒアリング等をして確認。
 - ③ 建築図面等やヒアリングを基に、公益財団法人マンション管理センター（以下、「(公財)マンション管理センター」）の「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」（以下、「長期修繕計画作成システム」）を利用して長期修繕計画を作成。
 - ④ 作成した計画案の内容及び必要な修繕積立金額を総会・理事会等で説明。

以下の事項については行いませんのでご注意ください！

- ・測定器等を使用した建物の精密測定及び詳細調査並びに建物劣化診断
- ・設計及び工事並びに維持管理業務の受発注並びに業者の選定及び紹介
- ・居住者間及び居住者と近隣住民との間の紛争解決及び権利調整
- ・その他、本事業の趣旨又は目的に反する業務

要件

(公財)マンション管理センターの「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」の対象となる、中高層、住居用の分譲マンションが対象となります。その他の要件は、下記の通りです。

- ・標準様式に沿った長期修繕計画を作成していない又は適切に見直ししていない。
- ・竣工図等設計図書がある。（代替となる資料で対応できる場合があります。ご相談ください。）
- ・この事業に申請し、長期修繕計画作成システムを利用することについて、総会や理事会等で決議されている。
- ・名古屋市マンション管理状況届出制度に基づく届出をしている。
- ・中高層住居用の原則単棟型のマンション
(注) 原則、単棟型のマンションを対象としていますが、団地型マンションも1棟分のみ対象とできる場合があります。詳しくは、お問合せください。

「長期修繕計画作成・修繕積立金算出サービス」について

〈対象マンション〉

中高層、住宅専用の分譲マンションです。複合用途型マンションは、店舗・事務所等の規模が比較的小さいものについては対応が可能です。なお、超高層マンション、リゾートマンション、社宅、賃貸マンション等は、対応できません。

〈標準モデル〉

標準モデルとして、6階建、30戸、平均専有面積75平方メートルのファミリータイプのマンションを想定しています。マンションの規模などが標準モデルと異なる場合は、概算の参考値となります。

派遣回数

- ・状況に応じ3回～5回程度
マンション管理士を派遣します
※同一年度内に限ります。

派遣イメージ

初回：長期修繕計画の意義・重要性などの説明、現況確認・ヒアリング
中間：入力データの確認・再ヒアリング等
最終：作成した長期修繕計画案、計画に沿った修繕積立金額の説明

ご負担いただく費用

- ・「長期修繕計画作成システム」を利用するための費用（21,000円程度）
- ・管理組合の運営経費（集会の会場使用料、資料の印刷費等）
※マンション管理士への報酬は市が負担します。

ご用意いただく資料等

- ・建築図面（竣工図等）
- ・修繕履歴がわかる資料
- ・過去の収支決算書など総会資料及び議事録
- ・管理規約
- ・その他、マンション管理士が依頼する長期修繕計画を作成するために必要な資料

その他留意事項

- ・派遣初回と最終回にマンション管理士が、組合員の皆様に長期修繕計画や修繕積立金についてご説明しますので、できる限り多くの方にご参加いただけるよう、ご協力ください。
また、開催場所の確保をしてください。
- ・説明会開催日以外もマンション管理士の派遣日は、図面等の資料を広げることができる机・椅子がある場所をご用意ください。

申込期限

令和8年10月30日（金）

※本年度支援対象管理組合は、合計で10組合程度です。（予算の範囲内で実施します。）

※申請順に要件を確認し、支援決定いたします。お早めにお申し込みください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

名古屋市住宅都市局住宅企画課（名古屋市役所西庁舎5階）

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：052-972-2960（平日9時～17時まで）

FAX：052-972-4172

E-Mail：a2960-01@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



申請書はこちらから
ダウンロードできます。
(名古屋市公式ウェブサイト)